

# レンタサイクル利用規約兼承諾書

利用者氏名 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

私はレンタサイクル利用規約を遵守し、貸出を受けることを承諾します。

貸出事業者  
安田産業汽船株式会社  
長崎市松が枝町 5 - 3 5  
代表取締役 安田舟平

この利用規約はお客様が当社のレンタサイクルをご利用の際に遵守していただく事項について規定しています。次のことをご承諾いただき、レンタサイクルでの小旅行をお楽しみください。

## 1. 利用申込

ご利用は体格的に当社レンタサイクルを安全に乗車できる方とします。本レンタサイクル利用規約兼承諾書に利用者全ての記入により本規約を了承頂いたとみなした上で貸出を行うものとします。

※お客様の個人情報は、当レンタサイクル事業及び商品管理以外の目的では使用いたしません。

## 2. 利用料金

利用料金は1台につき1日3,000円です。料金は前払いです。日をまたぐ貸出はできません。

## 3. 自転車の引渡し

自転車のお引渡しにあたっては係員の取り扱い説明を受けるとともに次の事項について係員とともに点検・確認していただきますようお願いします。また貸与のヘルメットは必ず着用してください。

ブレーキの効き・ハンドルの曲がり・ベルの鳴り・タイヤの空気圧・サドルの高さ・キズ等車両の損傷箇所

## 4. 走行中の注意

走行に際しては道路交通法等関係法令の諸規定を遵守し、安全を最優先での走行を行って下さい。**停車し、自転車を離れる場合は必ず施錠して下さい。**

## 5. 自転車の返却

自転車の返却はクルージング予定に応じて係員の指示する場所にご返却下さい。自転車の状態について係員が確認します。

## 6. 事故

お客様の貸出期間中に事故にあわれた場合は、速やかに当社に事故発生の日時、場所、原因、事故の状況等をご連絡いただくとともに、必要な場合は警察に連絡する等法令で定められた処置をおとりください。事故についての示談等が必要な場合にはお客様自らの責任において行っていただきます。**事故については当社では一切責任を負いません。**また上記に関わらず、当社が第三者にやむなく損害賠償を負担した場合を含め、当レンタサイクルが被害を被った場合お客様にその損賠賠償を請求することがあります。

#### 7. 自転車の故障、損傷

貸出期間中に自転車の事故または損傷があった場合は、速やかに当協会にご連絡ください。お客様に起因する自転車の事故、損傷については、原則としてその修理に要した費用を実費で申し受けます。自転車返却時に確認した新たな損傷につきましても修理費用の実費を申し受けます。

なお事故によってお客様や第三者に損害が発生したとしても、**当レンタサイクルに起因する場合を除いて当社は一切責任を負いません。**

#### 8. 自転車の盗難、紛失

貸出期間中に自転車の盗難に会い、または紛失した場合は速やかに当協会にご連絡ください。無施錠のまま放置した等お客様に起因する事情により盗難・紛失した場合は当該車両新規購入の実費をご請求いたします。

また、自転車を放置禁止区域等に放置し移動・保管された場合は、返還を受けるに要した費用は全額お客様に負担していただきます。

#### 9. 鍵の紛失、破損

自転車の鍵を紛失、破損された場合は実費を御請求いたします。

#### 10. 禁止行為

レンタサイクルのご利用にあたっては、次の行為を行わないでください。

- (1) 飲酒、無謀運転、その他道路交通法等の諸法令に違反する行為
- (2) 危険個所、不適切な場所での利用
- (3) 自転車の放置禁止区域及び歩行者や自動車の通行障害となるような場所での駐車
- (4) 自転車及び備品の改造など現象の変更
- (5) パンクなど車両の異常を認めた場合に運転を継続する行為
- (6) 申込者以外の第三者に使用させる

#### 11. 貸出の拒絶

当レンタサイクルでは次の各号の一つに該当する場合は、自転車の貸し出しを拒絶できるものとします。

- (1) 申込者が前項に掲げた禁止行為を順守できないと認められるとき
- (2) 申込者が暴力団関係団体、関係者その他反社会勢力に属していると認められるとき
- (3) 貸出期間が暴風雨等の悪天候時、もしくはそれらが予想されたとき
- (4) その他当社が適当でないと認めたとき